



陸軍省調査班

聯盟規約の一部に對する所見

最近聯盟理事會は、規約第十五條を適用し、日本を以

て聯盟規約及不戰條約の違反者たることを世界に對し

て宣言するに、東京駐在各國使節より

とある手段を講ずるに至るや、知れぬた

りがあるが、元來規約第十五條は聯盟

に至る虞ある紛争が發生し、而も第十二

裁判又は司法的解決に付せらるるときは、聯盟國は

當該事件を聯盟理事會に付議すべしとあり、たゞてあ

るが、現に我が國に於ては、支那との間に戦争が惹起

されようとは考へて居ない。今次事變は所謂事變であ

り、所詮一の紛争たるを出でない。國交断絶の戦争々々

陸軍省調査班

聯盟規約の一部に對する所見

盟理事會は、規約第十五條を適用し、日本を以て規約及不戰條約の違反者たることと世界に對し、東京駐在各國使節を本國に召還する手筈を講ずるに至るや、知れぬなどと傳へるが、元來規約第十五條は聯盟國間の國交断絶に依る紛争が発生し、而も第十三條に依る仲裁は司法的解決に付せられざる時は、聯盟國はこれを聯盟理事會に付議するを約したものであり、然か國に於ては、交那との間に戦争が惹起されざるを以て、今次事變は所謂事變であらざる紛争たるを以て、國交断絶の戦争の

過般配布せられたる外交時報社、古垣敏郎氏著『滿洲事変と國際聯盟との關係』は此種問題に關する好参考資料である

謂ふ問題でない。又仲裁の判と司法的解決とかと言
ふが、之は外交的交渉の極く事件が解決しなかつた場
合に始めて行はるべきものであつて、外交的交渉の如き
何等行ふことなく直に仲裁の判とか司法的解決とかと
言ふ如きは、見當違ひである。若し一步を譲つて支
那側の所謂、曰支那の既存條約の解釋に異議ありとの
言説の如きに至つては、實に言語道断である。之をしても
聯盟が取上げることがあつたら、

尤北こそ國際的的重大事であり、咄々怪事である。即ち
嚴正なる既存條約に對し、一國が難癖をつけることを
認めると謂ふ先例を造るのであるから、一般國際的無
秩序を動機するものであり、早い話が聯盟規約其者之
尤、尤も失ふこととなるであらう。

却説第十五條に於ては、又、理事會は全會一致でなく
とも、過半数の表決に基づき、當事國に對して勸告を爲
し得るの規定がある。然し當事國は法理上勸告を認
むるの義務を負ふものではない。特に正義を把持して
行ひつつある行動に對する中止又は変更の勸告に聽従
すること尤北自体が既に正義に對する冒瀆であらねば
ならぬ。

次に第十六條に於ては、所謂制裁法として經濟封鎖と、

直接兵力使用との二つの場合を定めて居るが、是れは規約を無視して戦争に訴へたるもの^に對する處置である。前述の如く、我が國は決して自ら對支戦争を行はんとするものでないから、我が國に對して此條項を適用することは不可能である。然し聯盟に於て、今次事變發生の眞因が支那の排日侮日乃至條約蹂躪に在るを察せずして、徒らに派生的事件に關する支那側の宣傳に迷はされ、我が國の正義を無視し、我に向つて何等か抑壓的處置を講じ、或は噂の如く威嚇的宣傳を試むる等のことあらば、我が國は進んで國際正義確立の爲、聯盟啓蒙の義務を果さねばならぬ、而も尙聯盟に於て竊に其非を悟りつゝ、一二主動者の立場上、堅白異同の説を唱ふることあらば、我は唯毅然として所信に向

へば可なり。此場合經濟封鎖の如き、行はる、筋合にもあらず、又容易に行へませぬ。又縱に其實現を見ることあるも、我が國に於ては正義の爲、之に對抗するの決意を以て邁進すれば足るべきのみである。此の如き事態は我が國としては元來受動的であるから自ら避けるの途がないが、此際、日支兩國間に於て簡単に解決し得へかりし事柄を遂に世界的紛亂の動機たらしめたならば、實に一二者に操らるる聯盟理事會其者の過失であり、又同理事會が完全に其責任を負はねばならぬものと確信する。

陸軍省調査班

我に聯盟活殺の權能あり (十月九日日本新聞所載)

帝國政府は國際聯盟規約に基き

中華民國の除名を要求す可し

慶大教授 藁田 胸喜

九月二十二日の聯盟理事會席上に於て英國代表セシ
ル氏は

「日本政府は國際條約、國際義務の實行に誠實である。
又日本は十年來國際聯盟の大黒柱の一つであり、又
恐らく不ギリスを除いて世界最大の聯盟協會を持つ
てゐる」

と言つたが、十三對一の票決にて期限付撤兵案が決議
された十月二十四日の理事會席上に於て西班牙代表マ
ダリヤが氏もまた國家の基本的義務に關する聯盟規約

W